メータの隔測装置設置に関する協定書

東京都(以下「甲」という。)と

(以下「乙」とい

う。) は

) のメータの隔測装置を設置す

るに当たり、設置方法、費用負担及び維持管理等に関し、次の条項により協定を締結する。

(メータの隔測装置の定義)

第1条 メータの隔測装置(以下「隔測装置」という。)とは、メータの指針をメータの設置 位置から離れた場所で読み取るための装置で、電子式水道メータ、隔測表示装置及び配線等 により構成されるすべてのものをいう。

(隔測装置の設置)

第2条 甲は、乙からの申請に基づき、甲の定める基準に適合するものについて、隔測装置を 設置することを認める。

(費用の負担等)

- 第3条 メータを除く隔測装置は、乙が所有するものとし、第6条に定める維持管理及び更新・改良に要する費用は、乙の負担とする。
- 2 メータに係る次の費用は乙の負担とする。
- (1) メータの新規設置時及び引換時の電子式水道メータの価格と普通メータの価格の差額
- (2) メータ異状発生に伴い有効期限以前に引換えるための甲が定めた運用費用
- (3) メータの新規設置時及び引換時に要する費用(メータ本体の費用は除く。)

(隔測装置の設置工事等)

- 第4条 隔測装置の設置、維持管理等の工事は、「メータの隔測装置工事基準」に基づいて施工するものとする。
- 2 乙は、隔測装置の設置に当たり、甲による工事着手前の設計審査及び工事完成後の検査を 受けるものとする。

(施行業者の指定)

第5条 甲は、前条第1項に定める設置工事等を行う業者の指定に当たっては、「メータ の 隔測装置施行業者基準」に基づくものとする。

(隔測装置の維持管理等)

- 第6条 乙は、善良な管理者の注意をもって隔測装置を維持管理するものとし、当該隔測装置 について異状を発見したとき、又は甲から異状の通知を受けたときは、直ちに点検 及び修理を行うものとする。この場合においては、施工後に甲の確認を受けるものとする。
- 2 乙は、「メータの隔測装置維持管理基準」に基づき隔測装置の維持管理及び更新・改良等 を行うものとする。

(隔測装置の管理責任者の選定)

- 第7条 乙は、隔測装置を総括的に維持管理する管理責任者を選定し、直ちに甲に届け出るものとする。又これを変更するときも同様とする。
- 2 管理責任者は、隔測装置に要する費用について、乙と連帯して責任を負うものとする。

(使用水量の計量及び料金の算定)

第8条 隔測装置による使用水量の計量及び料金の算定等については、甲の定める東京都給水 条例(昭和33年東京都条例第41号)及び東京都給水条例施行規程(昭和33年東京都水道局管 理規程第1号)等によるものとする。

(立入り調査)

第9条 甲は、隔測装置に関し、必要があると認めたときは、乙の同意を受けて隔測装置の設置場所等に立ち入り、調査することができるものとする。

(協定内容の変更・中止等)

- **第10条** 甲は、必要があるときは書面をもって乙に通知し、協議の上この協定書の内容を変更し、又は中止することがある。ただし、特別な事由ある場合については、この限りでない。
- 2 乙の都合でこの隔測装置の所有者を変更する場合は、乙は、新所有者にこの隔測装置がこの協定に基づくものであることを熟知させるとともに、直ちにその変更を甲に届け出るものとする。

(紛争の責任阻却)

第11条 隔測装置の設置、維持管理等について使用者等とその他の利害関係人との間に紛争が生じた場合は、甲は一切の責任を負わないものとし、すべて乙の責任において処理するものとする。

(管理組合への承継)

第12条 乙は、乙の責任において、建物の管理主体として、建物の区分所有に関する法律 (昭和37年法律第69号)の規定に基づき管理組合を設立した場合、管理組合にこの協定を承 継させるものとする。

(その他)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して決定する。

甲と乙は、この協定締結の証として、本書を2通作成し、それぞれ記名押印しその1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

氏 名 東京都

代表者 公営企業管理者 東京都水道局長

 乙
 住 所

 氏 名

代表者